

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	薬事管理課	整理番号	2-5
許認可等の種類	土地掘削のための施設等の変更			
根拠法令条例等・条項	温泉法第7条の2			
許認可等の概要	土地掘削許可者が、可燃性天然ガスの災害防止上重要な変更をする際の許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考] 温泉法第7条の2 第3条第1項の許可を受けた者は、掘削のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削の方法について環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。</p> <p>2 第4条第1項(第2号に係る部分に限る。)第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第3項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止上」と読み替えるものとする。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	15日			
期間の制定根拠	—			